

北上地区消防組合職員の給与の支給に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年3月31日

北上地区消防組合

管理者 北上市長 **八重樫 浩文**

北上地区消防組合規則第3号

北上地区消防組合職員の給与の支給に関する規則の一部を改正する規則

(別紙のとおり)

北上地区消防組合職員の給与の支給に関する規則の一部を改正する規則

北上地区消防組合職員の給与の支給に関する規則（昭和49年北上地区消防組合規則第5号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(扶養手当の支給)</p> <p>第6条 <u>給与条例第11条第1項の規定による届出は、扶養親族届（様式第1号）により行うものとする。</u></p> <p>2 <u>任命権者が前条の届出を受けたときは、扶養親族届記載の扶養親族が給与条例に規定する要件を備えているかどうか又は配偶者のない旨を確かめて認定し、その認定にかかる事項を扶養親族簿（様式第2号）に記載しなければならない。</u></p> <p>3 <u>給与条例第10条第2項に規定する他に生計の途がなく、主としてその職員の扶養を受けているものには、次に掲げる者</u></p>	<p>(扶養手当の支給)</p> <p>第6条 <u>新たに給与条例第10条第1項の職員たる要件を具備するに至った職員は、扶養親族届（様式第1号）により、その旨を速やかに任命権者に届け出なければならない。扶養手当を受けている職員の届出に係る扶養親族の恒常的な所得の年間の見込額その他の扶養の事実等に変更があった場合についても、同様とする。</u></p> <p>2 <u>前項の規定にかかわらず、任命権者において扶養の事実等を認定することができる場合として管理者が定める場合には、同項の規定による届出を要しない。</u></p> <p>3 <u>任命権者は、第1項に規定する届出があったときは、その届出に係る事実及び扶養手当の月額を認定しなければならない。前項に規定する場合においても、同様とする。</u></p> <p>4 <u>任命権者は、前項の規定により認定した職員の扶養親族に係る事項その他の扶養手当の支給に関する事項を扶養親族簿（様式第2号）に記載するものとする。</u></p> <p>5 <u>給与条例第10条第2項に規定する他に生計の途がなく、主としてその職員の扶養を受けているものには、次に掲げる者</u></p>

は含まれないものとする。

(1) 職員の配偶者、兄弟姉妹等が受ける扶養手当又は民間事業所その他のこれに相当する手当の支給の基礎となっている者

(2) [略]

は含まれないものとする。

(1) 職員の配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）、兄弟姉妹等が受ける扶養手当又は民間事業所その他のこれに相当する手当の支給の基礎となっている者

(2) [略]

6 扶養手当の支給は、職員が新たに給与条例第10条第1項の職員たる要件を具備するに至った日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から開始し、職員が同項に規定する要件を欠くに至った日（管理者が定める場合にあつては、当該要件を欠くに至った日以降の日で管理者が定める日）の属する月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月の前月）をもって終わる。ただし、扶養手当の支給の開始については、第1項の規定による届出が、これに係る事実の生じた日から15日を経過した後にされたときは、その届出を受理した日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から行うものとする。

7 扶養手当を受けている職員にその月額を変更すべき事実が生じたときは、その事実の生じた日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）からその支給額を改定する。前項ただし書の規定は、扶養手当の月額を増額して改定する場合について準用する。

4 [略]  
附 則

1 [略]

8 [略]  
附 則

(施行期日)

1 [略]

(令和7年改正条例附則第6項の規定が適用される間の読替え)

2 令和7年4月1日から令和8年3月31日までの間は、第6条第1項中「給与条例」とあるのは「北上地区消防組合一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（令和7年北上地区消防組合条例第1号）附則第6項の規定により読み替えられた給与条例（以下「読替え後の給与条例」という。）」と、同条第5項及び第6項中「給与条例」とあるのは「読替え後の給与条例」とする。

備考 改正部分は、下線の部分である。

附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。